

## 山形県特別職報酬等審議会 答申のたたき台

### 1-1 報酬等の額について

- 特別職の職務・職責を考慮の上、本県の人口規模や経済・財政に関する主要な指標に鑑みれば、本県特別職の報酬等の額の水準は、全国の都道府県との比較において、第30位台前半程度が妥当と考える。
  - ついては、現行額を次の金額まで段階的に引き上げることが適当である。
    - (1) 議員の議員報酬月額及び知事の給料月額の改定
      - ・ 議 員：現行額 746,000円 (47位) +32,000円 (4.3%) = 778,000円 (38位)
      - ・ 知 事：現行額 1,212,000円 (43位) +28,000円 (2.3%) = 1,240,000円 (34位)
    - (2) 議長及び副議長の議員報酬月額並びに副知事の給料月額の改定
      - ・ 議 長：現行額 867,000円 (47位) ×1.043 (4.3%) = 904,281円 ⇒ 904,000円 (+37,000円) (45位)
      - ・ 副議長：現行額 774,000円 (47位) ×1.043 (4.3%) = 807,282円 ⇒ 807,000円 (+33,000円) (46位)
      - ・ 副知事：現行額 933,000円 (45位) ×1.023 (2.3%) = 954,459円 ⇒ 954,000円 (+21,000円) (40位)
- ※順位は平成29年4月1日現在の全国との比較による。
- なお、段階的な引上げの具体的な方法については、県及び県議会の判断に委ねる。

### 1-2 今後（前記1-1の引上げ実施後）の改定方針について

- 県内の民間の情勢を反映した、県職員（行政職給料表適用職員）の給与改定率の相乗積を報酬等の額に乗じて得た額を基礎に、他の都道府県の改定状況や県内の経済状況などを考慮して決定することが適当であると考える。

## 2 附帯意見について

○ 以下の点については、今審議会における議論や意見を踏まえ、今回の答申の際に、附帯意見として、知事に申し述べることとしてはどうか。

### (1) 審議会の開催のあり方について

- ・ 県民の知る機会を提供する観点からも、本審議会を定期的を開催すべきとする意見が多数を占めた。県において、今後の審議会の開催のあり方についてよく検討すべきである。

### (2) 独自減額措置の取扱いについて

- ・ 知事及び副知事については、これまで15年以上減額措置を継続しているが、審議会の答申を得て定めた本来の金額を受け取るべきである。
- ・ 独自減額措置を実施することを否定するものではないが、経済情勢や財政状況の著しい悪化などがあつた場合において、減額率や期間を限定して実施すべきである。

### 3-1 特別職報酬等月額（本来額）の全国状況との比較

【知事の給料及び議員の議員報酬月額（本来額）全国30位台前半水準との較差】

知事		
順位	都道府県	月額 (千円)
1～29位 (略)		
30	長崎	1,260
31	新潟	1,256
32	山梨 滋賀	1,250
34	島根 熊本 大分 宮崎 鹿児島	1,240
39	岩手 沖縄	1,230
41	高知	1,220
42	奈良	1,214
43	山形	1,212
44	秋田 和歌山	1,210
46	佐賀	1,190
47	鳥取	1,143

議員		
順位	都道府県	月額 (千円)
1～24位 (略)		
25	滋賀 香川 長崎	800
28	青森 秋田 新潟 富山 石川 福井 熊本 大分 宮崎 鹿児島	780
38	奈良	778
39	鳥取	774
40	岩手 山梨 和歌山 高知	770
44	島根 佐賀	760
46	沖縄	750
47	山形	746

#### 【参考】

本県の人口規模  
 <H28. 10. 1時点>  
 111万3千人 (35位)

県内総生産 (名目)  
 <H26>  
 3兆7,545億円 (35位)

一人当たり県民所得  
 <H26>  
 258万9千円 (32位)

財政力指数 (注1)  
 <H25～27平均>  
 0.34237 (34位)

標準財政規模 (注2)  
 <H27>  
 3,355億円 (31位)

注1： 地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税（普通交付税）算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

注2： 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模。